



http://www.yamate.or.jp/sougi-kentei



フェイスブックでも情報を配信して参ります。

保存版

地域密着で60余年！信頼と実績の山手葬祭協同組合がお届けするお役立ち情報

Vol.004

●発行日●
2016.1.15



Palette [パレット]

●発行者：山手葬祭協同組合 〒156-0057 東京都世田谷区上北沢4-33-3 TEL. 03-3302-1710



▲Photo by (c)Tomo.Yun (http://www.yunphoto.net)

2面

葬儀ワンポイントアドバイス その4 返礼品には「会葬御礼品」と「香典返し」の2つの種類があることを理解しておこう。

弁護士 渡辺清朗先生の法律コラム 高齢者介護に伴う費用負担について

3面

「区民葬儀」というものを御存じですか？ 「区民葬儀」って聞いたことはあるけど実際どんなものなの？

仏教のお話し 「妄想」と「瞑想」のお話。

税理士 高橋裕義先生の税務コラム 確定申告が必要な場合がありますのでご注意下さい

4面

一步立ち止まって「私たち日本人の価値観」

「葬儀知識基礎講座＆検定」 開催日 2016 4月17日

●お申込・お問い合わせは…… 山手葬祭協同組合事務局まで TEL 03-3302-1710

開催報告

渋谷区勤労者福祉公社様主催
「お葬式のこと知っておこう勉強会」開催報告

山手葬祭協同組合主催 第五期
「葬儀知識基礎講座＆検定」開催報告

一步立ち止まって

「私たち日本人の価値観」

近年テレビや新聞で痛ましい事件を目にすることがあります。幼児虐待、親殺し…そして犯罪の低年齢化も心が痛みます。私たち日本人のモラルに深刻な影を落しているのではないのでしょうか。一方では、日本を訪れた外国の人々は、日本に触れ称賛してくれることも間違いではありません。そこで、私たちは日本人としての美徳を、いま一度考えてみるべきだと思います。ある本にこんなことが書いてあります。聖徳太子の十七条の憲法にある『和を以て貴しと為す』という一条。

私たちの祖先様は、和の精神を大切に、争いごとを好まず、上下の隔たりのない、人間的な優しさに満ち溢れ、それは節度と慎ましきであり、穏やかで優しい視線は人ばかりではなく、万物全てに注がれていましたと…

たしかに時代は進み、豊かな時代となりました。『もったいない』という言葉は国際用語にもなったそうですが、この「価値観」こそが、私たち日本人の節度の優しさであると感じます。見え

にくくなっている本当の優しさとは何でしょう。それは心の豊かさではないでしょうか…モノはあふれていても心のゆとりのない人、自分がいま置かれている状況に感謝するよりも、不平や不満を抱えている人もいます。人に対して、物に対して、何に対しても『有難い』と思う感謝の気持ちが大切だと思います。あらためて、私たちは一人で生きているわけではありません。両親や兄弟・友人・周りの人々。たくさんの人に愛されて、生かされて今自分があることを忘れないでほしいものです。先人たちが歴史の中で積み上げてきた日本人としての心の美徳も含め、忘れるにはあまりにもったいないことがたくさんあるのです。そのような、私たち日本人の素晴らしき、美徳の数々を次の世代にもバトンタッチして行きたいものです。

(記事／杉田伊紗武)

2016年4月校(第6期生)

「葬儀知識基礎講座＆検定」受講予約受付中！

～たった1日で葬儀のこと丸わかり！学ぶ事で納得葬儀！～

今回より「ワンデー講座」になりましたので、参加し易くなりました！

開催日 2016年 4月17日 ●会場／世田谷区民会館別館 三茶しゃれなあど ●定員／先着30名様

●お申込・お問い合わせは……

地域密着で65年！信頼と実績の 山手葬祭協同組合 TEL 03-3302-1710



大人気講座

「お葬式の事もっと知っておきたいけど2日間も家を空けるのは難しい！」などの皆様の多くのお声にお応えして、今回の講座より今まで2日間だった講座をギュッと！と短縮して、1日で学べるワンデー講座に生まれ変わります。また、ご家族で参加し易い様に今回は日曜日の設定で開催します。講座の内容レベルは今まで通りなので、葬儀の事、法律の事、税金の事など、この講座を受講していただければ基礎的な知識は押さえることが出来ます。是非、ご家族やお友達をお誘いの上ご参加下さい。

お葬式は悲しみに暮れるいろいろな事を短い時間に決めていかなければなりません。よくわからないまま葬儀業者任せになり、結果思い描いていた送り方が出来なかったという声を耳にします。そんな事にならないためにも、知識習得が不可欠です。税理士・弁護士の先生方による相続や税金のお話しもある充実のカリキュラムです。皆様お誘い合わせの上、是非ご参加下さい。

講座詳細・お問い合わせは山手葬祭協同組合「葬儀知識基礎講座」係まで。
03・3302・1710

◎開催報告 1
渋谷区勤労者福祉公社様主催
「お葬式のこと知っておこう勉強会」
沢山の方にご参加頂きました。

十月七日(水)に渋谷区勤労者福祉公社様主催、ワンデー特別講座「お葬式のこと知っておこう勉強会」が、渋谷区勤労福祉公社にて開催されました。

当日ご参加頂きました皆様、本当にありがとうございました。何か一つでも役立つ情報を持ち帰っていたければ幸いに存じます。

現在の所、来年も秋に開催する予定で調整中でございます。今回ご参加頂けなかった方も是非ご参加下さい。

◎開催報告 2
三茶しゃれなあど
「葬儀知識基礎講座＆検定」 第五期
無事開催終了となりました。

十月五日(月)・十九日(月)二日間で開催されました「葬儀知識基礎講座＆検定」第五期生講座が開催されました。二日間の長い時間にもかかわらず最後まで受講していただきました皆様深く感謝申し上げます。

また今回も沢山のアンケートにてご意見やご感想を頂戴しましたので今後の講座の質の向上に役立てさせていただきます。今後共よろしく御願い申し上げます。

葬儀ワンポイントアドバイス その4

返礼品には「会葬御礼品」と「香典返し」の2つの種類があることを理解しておこう。

葬儀でお使いになる「返礼品」には「会葬御礼品」というものと「香典返し」が有ります。それぞれの返礼品には役割が違いますので、その違いを説明させていただきます。

まず「会葬御礼品」は「会葬に来て下さったことに対するお礼の意味でお渡しする返礼品」です。正直なところ担当する葬儀社によって方法に違いは有りますが、その意味からすると通夜も葬儀も両日お越しになる方には両日ともお渡しすべきものだと思います。かつて「通夜にお酒とステイック シュガーのセット、葬儀はテレフォンカード」が多かった時期が有りましたが、その様に2種類の返礼品を用意して、通夜と葬儀で品物を変えると良いと思います。



▲会葬御礼品例

最近ではお茶、クッキー、コーヒール等の飲食品やハンドタオル等の織維物が多いですが、お茶漬けセットといったユニークな品物もあります。

一方「香典返し」は『頂いたお香典に対しての返礼品』です。頂いた香典額に応じた品物を選び、挨拶状（奉書）を添えて四十九日法要（仏式）の後に、先様にお返しする「後返し」という方法と「当日返し（即返し）」といういて、頂いた香典額に関係無く、一律に三千円位の返礼品をお渡しし、「一万円までの方の香典返しは済み」とする方法が有ります。

最初の説明の様に「当日返しの品物」と「会葬御礼品」とでは品物としての役割が違うので、「当日返し」の多くの場合、その両方の役割の品物を用意して、香典のある方にはその2つを合わせてお渡しします。

しかし親戚の様に「数万円」持参されたり、供花や供物等を頂いた方に対してはそれらを合わせて考慮して、改めて後日「香典返し」をすることになりますから、全てを済ますことができるわけで

はありません。

ただし会葬者が多い場合、「当日返し」で9割近くの香典返しは済んでしましますから、残りの1割程度の主に親戚を対処すれば良いわけですから、後々の負担がかなり軽減できます。

逆に親族中心や会葬者の比較的小さい場合は、香典額の整理や品物の選択や手配にもそれ程労力がかかりませんから、頂いた香典の額や供花や供物等に見合った品物をお返しできる「後返し」を選択されるのが良いと思います。



▲お香典返し一例

稀に「初七日返し」の返礼品を用意することが有りますが、その慣習自体が無くなりつつある為、予め用意するよりも「後返し」の際にそれも加味して対処することが多くなっていると思います。

（記事／清水敬哲）

法律

高齢者介護に伴う費用負担について



朗先生 弁護士 朗先生

現代は、少子高齢化社会となり、今後そうした傾向は益々進んでいくものと思われます。

民法では、直系血族及び兄弟姉妹は互いに扶養をする義務があると定めています（同法877条）。

この扶養義務に基づき、高齢者を介護する場合の費用の負担はどう考えられるのでしょうか。

介護される高齢者に資産・収入がある場合は、高齢者の資産・収入の中で介護費用が支払われることとなります。

扶養をされている方が介護費用を負担した場合には、高齢者ご本人にその費用を請求できます。

この場合、純然たる介護費用のほかに、適正な金額であれば、扶養者の報酬も認められるべきと考えられています。

子の妻が介護をした場合（よくあるケースと思います。）にも、

適正額の報酬が認められるべきと考えられています。

妻が夫の介護をした場合は、介護費用は婚姻費用の分担の問題として、夫婦それぞれの収入に応じ、負担することになります。

但し、夫婦間には互いに扶助義務があるため（民法752条）、報酬は発生しません。

一方、介護される高齢者に資産・収入がない場合は、扶養義務者がその経済状態に応じて費用を応分に負担することになります。

民法では、共同相続人中に被相続人の財産の維持または増加に特別の寄与をした者があるときは、その者に寄与分を認めています（同法904条の2）。

しかしながら、扶養義務者がその義務の履行として介護をしても、それにより寄与分が認められることはありません。

今回は、高齢者介護に伴う費用負担についてご説明させていただきました。



税務

確定申告が必要な場合があります



橋裕義先生 税理士 橋裕義先生

相続の時の税金というと相続税を思い浮かべますが、相続の時に必要な税金の手続きは相続税だけではありません。故人が生前に不動産収入等の確定申告を行っていたような場合には、その年1月1日から亡くなった日までの所得について、確定申告が必要になります。

控除の対象になるか判断しますが、控除対象になる場合には、控除額は亡くなった日までの月割り計算を行います。年金の控除なども1年分フルに使えるので、確定申告は通常の確定申告よりも納税額が少なくなるのが一般的です。もちろん、申告の結果還付金となる場合には、相続人が還付を受けられます。

◎一般的に確定申告が必要な人

- 個人事業（自営業）を行っていた人
- 給与所得で2,000万円を越えた収入があった人
- 1つの会社から所得を得ていて、この所得以外に20万円以上の所得があった人
- 不動産収入（アパートや土地などの賃貸借等）があった人
- 不動産等の資産を売却した人
- 生命保険や損害保険の一時金や満期金を受け取った人
- 高額な医療費を支払って確定申告をすることで所得税の還付を受けられる人

※準確定申告が必要かどうか迷ったときには、早めに税務署や税理士に相談するようにしてください。

また「瞑想」とは「目を閉じて心を静め、無心になって想念を集中させること」と辞書にあります。「瞑想」を難しく考えることは無いように思います。「瞑想」とは、心



静かに執着心をコントロールすることではないでしょうか。

（記事／上原明夫）

申告や計算方法は通常の確定申告と同じですが、通常の確定申告は12ヶ月を元に計算するのに対し、準確定申告は亡くなった日までの計算になります。扶養や配偶者の控除は亡くなった日の状況で

「区民葬儀」というものを御存じですか？

「区民葬儀」って聞いたことはあるけど、実際どんなものなの？

「区民葬儀」って聞いたことはあるけど、実際どんなものなの？という方も多いのではないのでしょうか。補助金が出るの？、区が代わりにお葬式をやってくれるの？、どの葬儀社でも取り扱っているの？、などなど疑問は様々ようです。

もともと区民葬儀とは、昭和24年8月に行政と私達指定葬儀社の契約により発足した仕組みで、戦後の混乱期に、都民の生活が苦しく葬儀を行う事が困難な状況にあった人々を対象に、都が祭壇を用意し施行していたそうです。やがてその運営を、昭和40年4月に「都」から「区」に事務移管となり、現在の「区民葬儀」というものになりました。発足にあたり私ども山手葬祭協同組合を含む東京都にある4つの葬儀社組合が契約し委任されました。

区民葬儀は補助金で低価格に
なっている訳では無い。

現在、区民の方（葬儀を行う親族の方が二親等以内）ならばどんなでもご利用でき、もともと主旨の通り比較的低価格で葬式をあげることが出来ます。

区民葬儀という名前から、行政が

代わりに葬儀を執り行ってくれるようなイメージもありますが、行政は葬儀を執り行ったり、補助金を出してくれたりするわけではありません。では、何故低価格なのかと言うと、指定された組合が社会貢献事業の一環で区民への支援としての取り組みである制度なので、いくつかの項目を割り引き対象にしているのです。

ですので区民葬儀を取り扱える葬儀社は限られており、各区役所（戸籍課）に「区民葬儀取扱店リスト」も備えております。

昨今、多くの葬儀社が存在し、各社それぞれ特色を持って活動しておりますが、中には区民葬儀指定業者ではなく「区民葬儀相談所」等とアピールする葬儀社も存在しております。私どもも行政より委託された「区民葬儀」ではなく、いわゆるネーミングの「区民葬儀」なのでトラブルになるケースも報告されております。

区民葬儀詳細のご質問やご相談は、各区役所（戸籍課）にお問合せ頂き、お近くの取り扱い葬儀社を確認致しましょう。

（記事／亀井喜一郎・豊泉普文）